

第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年6月8日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
		6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(2名)	5番 横川 力 委員	9番 山本 壽孝 委員		
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第11号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第13号議案 非農地の現況証明について 第14号議案 農用地利用集積計画の決定について 第15号議案 農用地利用配分計画の策定について 第16号議案 非農地の認定について			
報告事項	第1号 2アール未満の農業用施設の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、平成 30 年度 第 3 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、10 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>議事録署名委員でございますけれども、こちらの方でご指名させて頂いてよろしゅうございますか？</p> <p>《全委員 異議なし》</p> <p>それではご異議無い様ですので、こちらから指名させて頂きます。4 番 土井繁美委員、7 番 山下 昇委員両名の方、よろしくお願いを致します。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第 11 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 門田●●、譲渡人は 鳥取市●●、土地の所在 大字長江——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況畑、面積 666 m²、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 47 アールです。</p> <p>番号 2 譲受人は はわい長瀬●●、譲渡人は 倉吉市●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目は台帳田、現況畑、利用状況 畑、面積 1,162 m²、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 195 アールです。</p> <p>番号 3 譲受人は はわい長瀬●●、譲渡人は 大阪市此花区●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目は台帳・現況とも 畑、利用状況 畑、面積 2,086 m²、同じく はわい長瀬——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 640 m²、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 31 アールです。</p> <p>以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離</p>

ため、周辺の土地を探したところ、譲渡人との協議が整ったものです。

本申請の転用計画では、汚水の発生は無く、雨水は隣接水路に排出するとともに、コンクリート擁壁の設置により周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません

続きまして、議案書に戻って頂き、番号2です。

(資料は3-2頁と別添資料1の6頁から12頁)

番号2 土地の所在 大字漆原——、現況地目畑、転用面積は499㎡です。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は91.00㎡です。譲受人は北福●●、譲渡人は鳥取市●●、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は第2種農地、区分決定根拠は小集団の生産力の低い農地です。許可根拠規定は集落接続、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資なしです。事業内容は、一般個人住宅1棟、駐車場2台分。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者の同意書は添付されています。

頁をめくって頂き3-2頁が航空写真による位置図です。国主神社の近くで、漆原公民館の隣接地です。なお、次の頁3-3は番号3の位置図です。番号2と番号3の土地は元々1筆でしたが、転用に当たり分筆されたものです。別添資料2の6頁と7頁が現地写真です。頁をめくって頂き、8頁目が公図、9頁が土地利用計画図で、10頁目が転用計画の2カ所の横断面図と中央付近の縦断面図、11頁が建物平面図と立面図です。12頁目は水道の管路と、農業集落排水の管路を図示したものを載せております。

譲受人である転用事業者の自宅は、先の鳥取県中部地震で被災し町から危険家屋に指定され、撤去命令が出されている状態です。同じ場所での再建は仮住まいが必要となるため、住宅移転を考えていたところ、申請地の処分を考えていた譲渡人と協議が整ったものです。

本申請の転用計画については、汚水は農業集落排水へ接続し、雨水排水は既設の道路側溝へ排出するため、雨水による周辺農地への土砂流出の恐れはありません。また、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

続きまして、議案書に戻って頂き。番号3です。

番号3 土地の所在 大字漆原——、現況地目畑、転用面積は100㎡です。転用計画の用途は、

	<p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p>	<p>その他の事業用地、施設概要は、進入路で構造物はありません。譲受人は漆原●●、譲渡人は鳥取市●●、売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第2種農地、区分決定根拠は小集団の生産力の低い農地です。許可根拠規定は代替地なし、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資なしです。事業内容は、自己所有農地への進入路で、幅員2.2m。造成工事は不要です。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者の同意書は添付されています。</p> <p>先ほどもご覧頂きましたけれども議案書の3-3が航空写真による位置図です。その他関係図面は、番号2と同じですので、図面の説明は省略させていただきます。</p> <p>転用計画につきましては、申請地南側の一番が自己所有農地ですが、進入路が無いので他人の土地を通して出入りをしている状態です。丁度番号2の転用事業事の計画が持ち上がったことから、譲渡人と協議し、話がまとまったものです。</p> <p>雨水排水は既設の道路側溝へ排出する計画です。また、通風や日照に与える影響も無いので、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>以上、番号1、番号2、番号3とも、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい、ご苦労様でした。それでは説明が終わりました。本申請につきましては、現地に出向いて現地確認を行っております。代表致しまして清水委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい。本日午後1時30分から、会長、土井委員、尾川推進委員。それと私と事務局の二人。以上6名で現地視察をして参りました。最初に農地転用の現地確認と云う事で、番号1番の川上について状況説明します。資料1の右下の図を見てもらったら分かり易いと思いますけれども。川上部落の丁度県道と町道との交差する所の、交差点の所にある土地です。現在は柿とかの果樹が植えられております。三方は現在コンクリートで囲まれていますけれども、右側の方の川の所は、局長が言われたとおりコンクリート囲いで地上げをしますので、雨水等の流出の恐れはなくて、周りの農地へも支障は無いと思われまます。それで、この転用計画について認める事については無いと考えております。以上です。</p> <p>2番3番もお願いします。</p>
--	---------------------------------	---

	<p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長</p>	<p>続きまして2番3番ありますけども。漆原ですけども、2番3番は接続している土地ですので、一括して現地確認の報告をさせていただきます。資料1の6頁左下の図を見てもらったら一番分かり易いかと思いますけど。——番が進入路で、——番が住宅を建てられる予定の所です。町道に沿って側溝があり、周辺の農地等の、水路があり土砂等の流出の恐れは無いため、問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。それでは説明並びに現地報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>はい。</p> <p>はい、徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>1番の件なんですけども、地目的には畑になっていると云う事でしたが、現地確認は、何か野菜とか畑らしきものになってますか？それとも地上げをされて、地面、続きでしょ県道と？何も作ってないですか？</p> <p>それでは事務局の方から説明をしてください。</p> <p>現地はまさに資料1の1頁の写真のとおりなんですけども。これが現状でございます。道路より1段低い状態の土地で、写真で分かり難いんですけども、柿の木ですとか、それから果樹が。ちょっと何の種類か分からないですけども。果樹が植えてある状態で、管理がしてございました。ですので、区分的には畑と云う言い方ではなく、果樹園と云う言い方の方がご理解頂き易かったかなとは思うんですけども。果樹園でございます。ちょっとした。</p> <p>徳岡委員、果樹園だと云う事でございます。</p> <p>分かりました。</p> <p>はい、その他にご質問、ご意見ございますか？ございませんか？はい。無い様でございますので、それでは質疑をこれで終結致します。それでは採決を行います。議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることにご異議の無い方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、全員の方が賛成でございますので、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請」につきましては、申請どおりこれを認めることと致します。これを鳥取</p>
--	--	---

議案第 13 号
非農地の現況証明について

事務局

県知事の方へ進達を致します。

続きまして議案第 13 号「非農地の現況証明」について審議を行います。それでは説明をお願いします。議案第 13 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。

(資料は 4-1 頁と別添資料 1 の 13 頁)

番号 1 申請人 大阪府寝屋川市●●、土地の所在 大字田畑——、地目 台帳 田、現況 雑種地、面積 1,573 m²、平成 6 年から耕作をしておらず、現在に至るものです。

場所につきましては、頁をめくって頂き、4-1 が航空写真による位置図です。東郷中学校の近傍、水田と畑地との間の土地です。現地の写真は、別添の資料 1 の一番最後 13 頁目です。

(資料は 4-2 頁)

番号 2 申請人 鳥取市●●、土地の所在 大字門田——、地目 台帳 田、現況 雑種地、面積 2,126 m²、同じく大字門田——、地目 台帳 田、現況 雑種地、面積 676 m²、平成 5 年頃より耕作を止め、管理の都合上埋立てをし、現在に至るものです。

この番号 2 については、昨年 9 月定例総会で審議致しましたが、審議の時点では東郷土地改良区の清算が終わっていなかったため、非農地の決定を見送っていたものであります。附記に記載のとおり東郷土地改良区から、平成 30 年 5 月 21 日に清算完了との連絡がありましたので、改めて附議するものです。

航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、議案の 4-2 に添付しております。現地写真については、昨年 9 月総会で確認が終わっていますので、省略させて頂きました。

なお、この番号 2 に関連して補足説明をさせて頂きますが、9 月の定例総会ではもう 1 筆、4-2 頁の航空写真で番号 2 に隣接する大字門田——も同様に非農地証明願が出されておりました。この大字門田——も同様に東郷土地改良区の清算が終わっていないため、非農地の決定を見送ったところ です。

こちらの事務局から申請書を持って来た業者に、土地改良区の清算を済ませてくださいと云う事を連絡しましたがけれども、その後進展がなかったものですから、去る 3 月にお二人の申請者へ、改良区の清算をするか、そうでなければ非農地証明願の取り下げを、と云う通知を発送しました。

	<p>議長 山本美代子推進委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>そうしたところ、番号2の●●さんについては改良区の清算を終えたものであります。</p> <p>もう1件の、大字門田——の申請者については、返事もなく電話をしても連絡がつかなかったものですから、5月下旬に同じ門田の山本美代子推進委員にお願いしまして、連絡を繋いで頂きました。それで、当人さんには非農地証明願を取り下げるか、土地改良区の清算をするか、改めて決めてくださいと云う事を伝えております。もう暫く時間が掛かろうかと思っておりますけれども、何れかの方法で処理をすると云う様にしております。以上でございます。</p> <p>現地確認報告に入る前に、山本美代子推進委員から補足はある？今のところはまだ？進展は？</p> <p>●●さんの方に、家に行きましてお話をしまして。今ちょっと田植えが忙しいので、事務局へは行けないので、それが終わり次第に農業委員会の事務局の方に行って相談をすると云う事でしたので。</p> <p>はい、分かりました。と云う事だそうでございます。それでは説明並びに補足説明も終わりましたので、これも現地に出向いて確認を行っております。現地確認を代表致しまして清水委員、報告をお願い致します。</p> <p>それでは非農地の現況証明について、現地確認をしましたので説明させていただきます。田畑地内の、周りは水田と山と云うか、そう云う所にあります。それで、局長も説明しましたが、20年以上農地として耕作されてなくて。農地に復元出来ても、所有者の方が県外でもあり、耕作することが困難と思われれます。よって非農地として認める事に異議は無いと思われれます。以上です。</p> <p>はい、それから。</p> <p>番号2については私の方から。</p> <p>では、2の方の報告をしてください。</p> <p>番号2の現地確認についてなんですけれども、今年の9月総会の時に現地確認は実施して頂いております。それでその9月総会の時に現地確認の報告と云う事で、非農地とすることに、申請を認めることに異議は無いですよ。と云う報告を、現地報告を頂いておる所でございますので、現に確認については、今日の所は省略をさせていただきました。既に確認済みと云う事で。ただ、決済金が済んでなかったものですから、今年の9月の時点では、最終的な決定は保留と云うものでございましたので、改めてでございます。以上です。</p> <p>はい。それでは説明等々終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方からご意</p>
--	---	--

	<p>中村委員 議長 中村委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 中村委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>見はございますか？</p> <p>はい。</p> <p>中村委員どうぞ。</p> <p>すみません。この1番のですね、田畑の件ですけど。これ、何十年も前から埋め立ててあった土地でしてね。今更と云う感じなんですけど。</p> <p>説明してください。</p> <p>いつ位から埋め立てられてと云うのは、ちょっと事務局の方としては把握してなかったんですけども。随分以前からと云う事だけは、周りの方々の話も聞いて知ってはあったんですけども。この度ですね、正式に地主さんと云うか、相続された方が全て県外の方の様ですので、処分を考えられて、との事の様です。</p> <p>良いですか？</p> <p>良いです。</p> <p>その他に。どうぞ、河井推進委員どうぞ。</p> <p>今の件について、この2番目なんだけど。東郷土地改良区決済金。今までこう云う問題なかったのにな、なぜこう云うものが出てくる？まあ言えば1番の場合なんか、東郷土地改良区の決済金は済んで来てるんですか？大体が、こう云う雑種地の場合。</p> <p>はいどうぞ、説明を。</p> <p>まず今日の番号1の田畑の件ですけど、まず。これは東郷土地改良区の事業区域外。入っていないので。要するに決済金なり何なりと云う事は発生しないですよ。漆原の5条転用の土地もそうなんですけども。改良区の事業区域に入っていない所は、決済金と云うもの自体はそもそもありませんので、関係ないんですけども。番号2の方につきましては、事業区域。本来でしたら事前に調査をして、改良区の中だったら決済金終わっているかどうかと云うのを、事前審査を事務局の方でするんですけども。漏らしておりまして、こう云ったヘンテコな事態になってしまったんですけども。当然に決済金が終わって申請してくださいよと云う指導は、ずっとさせて頂いています。たまたま見落としを、しちやならんところをしましておりました。申し訳ございませんでした。</p> <p>今のは、これは大事なところでございまして。やっぱり非農地申請する時には、前提として決</p>
--	--	--

	<p>山本正義推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>済金を清算しておかないといけないと云う風な事でございます。非農地にして行けばですね。そう云った事を度外視して非農地にして行けば、いわゆる賦課金の徴収が出来なくなると云った風な問題が生じてきますので、そう云った手順を踏まえてやらなくてはならないと云う風な事で、ご理解を頂きたいと云う風に思います。はい、その他に。はいどうぞ。山本正義推進委員どうぞ。</p> <p>ちょっと聞きたいんだけど。今の田畑の件だけど。現在は葦が生えてるんだよな。それで、この人は大阪だし。非農地の申請が出てるけど。これから先、非農地にしたら、荒れっぱなしにしても良いのか？と云う事で。これからはこう云う問題が出て来るんじゃないか？どう思います？</p> <p>はい、回答を。</p> <p>基本的な事を申し上げますと、まず農地であれば、荒らさずにきれいに管理をしてくださいよと云う事を、農業委員会事務局が指導通知をお出しするんですけども。農地の隣接地が農地以外の土地で、荒れていて日照や通風に支障があって、これは迷惑だと云う話が出た場合にも、農業委員会に苦情なり相談があった場合には、農地以外の土地の所有者に対しても指導通知を出します。支障が出てますので、農業を営むのに支障が無い様に配慮してくださいねと云う事で、通知は出します。で、此処の場所について苦情なり何なりの相談を受けておりませんので。仮に隣接する北側ですね、水田の方から、何とか言ってもらえないだろうかと云う様な相談があった場合には、地主に対して農業委員会事務局が、協力をお願いします。管理をお願いしますと云う事で、通知を出すことになります。ですので、農業に関連する部分については指導なりと云う事をさせて頂きますけれども、そうじゃない場合については、いわゆる権限が無いと云う話になりますので、そう云った所はしませんけども。そう云う事でご理解頂ければと思います。</p> <p>えっと、今のは、よくあるんですよ。いわゆる農地としての縛りは解けると云う事で。今度は多目的な利用をすると云う事になって。今まで農地として縛っていても荒れてきたと。それを農地の縛りを解いて、非農地にして。そして、多用途目的で利用して頂くと云う風な事が出来るという風になるんですね。そうすると土地所有者の方も、違った利用方法が出来る。ま、そう云った風な事で、ご理解は難しいかも分らんけど。農地としてずっと縛っておいても、農地の管理はしてもらえない。それで、これから、じゃあ5年10年ずーっとしておっても、農地の管理がしてもらえない。当然の事ながら本人の申請が、非農地申請があったと。そうしたら今度は、</p>
--	---	---

	<p>議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員 事務局</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>していると考えます。以上であります。</p> <p>はい、まあ季節がら件数が少ないと云った事でございますが、各筆明細をご覧頂きまして、お尋ねがございましたら、どうぞ意見を述べてください。</p> <p>良いですか？</p> <p>どうぞ、山本推進委員どうぞ。</p> <p>2番の野方の方ですが、水田になってるけど、本当にできるだろうか？すごく荒れてるんだけど。</p> <p>現場見てる？</p> <p>見ておられる？</p> <p>いや、行って見ていないです。</p> <p>場所は、●●さん家の川の反対側、山の下です。出来るだろうか？</p> <p>でも、するんでしょう。</p> <p>してあるんだからね。</p> <p>答弁ですね？</p> <p>それではお願いします。</p> <p>野方の分ですけども。次の利用配分計画の方に出て来るんですけども。引き受け手が、●●さんが引き受けられると云う、そう云う作戦で、挙がって来てるものでありますので。</p> <p>やられるんだ。</p> <p>これが、いわゆる補助事業がらみも含めて、条件整備をして行かれると云う中での貸し借り。と云う風に、産業振興課と連携を取りながらと云う話での、中間管理事業ですので。まあ、確実性は高いです。やってもらわなくちゃいけませんけども。その辺は特に心配は無かろうと云う事になります。補助事業がらみでの貸し借り。それに持って行くためのですね。</p> <p>うちの再生基金のあれではないと云う事になると、どう云う風な、その補助事業は？</p> <p>詳しくは産業振興課の方になるんですけども。野方で取り組んでおられる、農地・水ですかね？集落の関係で。そう云ったものに含めた形で色々。やっぱり荒してはいけないと云う事を含めての事業の内容になっていたと云う風に理解をしております。</p> <p>その他に、どうですか？ありますか？無いかな？はい、それでは無い様でございますので採決</p>
--	---	--

<p>議案第 15 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>を行います。議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案どおり認めることにご異議無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定について」を、お諮り致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は別添資料 2)</p> <p>農用地利用配分計画書の案はお手元の「資料 2」の 2 頁目をご覧ください。</p> <p>番号 1 権利の設定を受けるものは、藤津、合同会社●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の 2 筆で、合計面積は 1,609 m²。契約期間は 10 年 6 か月です。権利の種類は、使用貸借、水稻栽培です。</p> <p>番号 2 権利の設定を受けるもの、野方●●、権利を設定する農地は書いてあるとおり、野方——ですけれども、面積は 1,611 m²。契約期間は 10 年 6 か月で、使用貸借で水稻栽培と云う事でございます。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか？ 無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、原案どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、従いまして議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p>
<p>議案第 16 号 非農地の認定について</p>	<p>事務局</p>	<p>議案第 16 号「非農地の認定について」をお諮りします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 16 号「非農地の認定について」説明します。次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づき、別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けな</p>

	<p>議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>山下昇委員 議長 山下昇委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>云いますと。事務局の方ではその結果をもちまして、異議とかが無かったものについて、法務局並びに町長に対して通知を行います。町長に対して通知を行うと云うのは、具体的に言いますと、町民課の固定資産税の担当部署に連絡をして、固定資産税の担当から職権でですね、職務権限をもって地目変更してくださいと云う通知を法務局に出してもらいます。それによって地目を変更してもらおうと。登記地目を変えてもらおうと云うやり方で、進めさせて頂くこととなっております。取り敢えず補足として、説明をさせていただきます。</p> <p>通知しても回答が無かった場合は？</p> <p>回答なかったら、それはそれで良しとすると。その農業委員会の決定を良しとしますと云う判断であると。進めさせて頂きます。</p> <p>合わせて公告もするか？</p> <p>公告までは致しません。</p> <p>と云う様な補足説明も交えてですね、聞いた範囲内で、どうぞ、皆さんの方からお尋ねがありましたら。</p> <p>ひとつ。</p> <p>はいどうぞ、山下委員どうぞ。</p> <p>今話された事ですけど、前回の時も一部ちょっとありましたけども。職権で地目変更すると云うのは、何時の分から出来ますか？</p> <p>説明してください。</p> <p>今、山下昇委員からあったんですけども。以前に同じように認定したやつがあったんですけども。それにつきましては、それぞれ通知を受けた個々人で、法務局に言って地目変更を掛けてくださいと云う、そう云うやり方でありました。それが本来の姿なんですけれども、農業会議の方がですね、鳥取地方法務局と協議を致しまして。これだけ非農地が沢山あるので、何とか地主さんのお手を煩わせずに地目を変更する手立てはないだろうか。例えば権利者。いわゆる相続がされてない土地で、誰が権利者なのか分からない様な、誰に通知を出せば良いのか分からない様な土地も、中には多くあるものですから。そうした所が本人さんに任せていても地目が変わらない訳ですよ。で、それをどうしようかと云う中で、農業会議と鳥取地方法務局で協議致しまして、職権で地目変更が出来るかと云うやり方を。じゃあこれで行きましょうと云う事で、今年の</p>
--	---	--

	<p>山下昇委員 議長</p> <p>山下昇委員 議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>事務局</p> <p>議長 山下昇委員 議長 土海委員 議長 土海委員</p>	<p>春にそれが決定したんですけれども。湯梨浜町農業委員会としてそれを取組むのを、なかなか出来ておりませんで、この度初めてでございます。この度から職権で地目変更をするやり方に、切り替えを致しました。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>要は山下委員の質問は、じゃあ今までで、その該当者が地目変更しなかったと云うのはどうなるんですか？って云うのも併せてじゃないか？</p> <p>いや、こう云う制度がね、職権で地目すると云う制度がいつから出来ましたかと云うのが聞きたかったんです。</p> <p>去年の4月からだけでも。4月からこっちの分については、地目変更。あの辺はどう？</p> <p>その話はね、年末の村の総会でね。まあ、農業委員会も一言しゃべりなさいと云う様なことがあるんですよ。それで、そう云った荒かしてある所は地目を変えなさいよと、自分で。そう云う説明をしてきたところですけども。今年の総会には、職権で変わりますよと。当然相続人は変わらなんでしょうからね。それも変えてもらえれば良いんだけど。そんなやけな事にはならんだろうけども。それでね、そう云う様な事を話そうかなと思ったりしての事です。</p> <p>それで、先ほどの説明の補足なんですけども。これまで、じゃあ、それぞれにやってもらっていたやつで、出来てない所の土地はどうなるのかと云う事が出て参ります。先ほど会長からもありましたけれども。そう云った土地につきましても、改めて調べ直してですね。早い段階と云うのはちょっと難しいかもしれないですけども。これから舎人から順番に、ブロックを切りながら非農地の、職権で変わる様な手続をやりますけども。以前にやった分で地目変更しておられない所も、順々に混ぜて行ってですね。全て職権で変えて行く様に。やっておられない所も改めて職権で変えて行くと云うやり方で進めさせて頂く予定にしております。</p> <p>山下さん、良いですか？</p> <p>分かりました。</p> <p>じゃあ、地目変更の現実性が出来上がったと云う事ですね。その他で。</p> <p>ちょっと良いですか？</p> <p>どうぞ、土海委員どうぞ。</p> <p>名義がね、変えてない分がありますよね。そう云うのも地目変更だけが変更になって来るんで</p>
--	---	---

	<p>議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員 事務局 議長 山下昇委員 議長 山下昇委員 事務局</p> <p>議長 中村委員</p>	<p>すよね？</p> <p>はい、説明。</p> <p>はい、そのとおりです。地籍調査と一緒に、地籍調査も筆の面積が確定したり、或いは地目が変わったりと云う事はあるんですけども、名義は変わりませんよね？地籍調査も。要するに所有する権利と云うのは、異動をさせる事はできませんので。いわゆる土地の条件を変更はできるんですが、権利は変えられませんから、名義は。未相続農地はそのまま残ります。例えば3代も4代も前の名義が残っている様な所は、依然としてそのまま残ると云う事になります。</p> <p>これを見たら死んじゃって居ない人がある。</p> <p>今言いました事です。</p> <p>そう云う事です。通知を出しても届かずに戻って来ちゃう様なものも、これまでもあったんですけども。そう云ったものも1回は出さなくちゃいけないので、通知は出しますけども。戻ってきちゃったやつは考えずに、3カ月たった時点でまとめて職権でやると云う、そう云うやり方になります。</p> <p>家も何も無いのに。</p> <p>です。届かない人は、別にそれで、職権で地目を変えちゃいます。どうしようも無いので。</p> <p>はい、良いですか？あとは。ご質問。</p> <p>これは良い事だと思いますよ。</p> <p>ええ、そうですね。</p> <p>現実に合った事なので。話もついているから、相続の名義もね、職権でなんて。してもらえれば、これが要らないんだけどね。そいつは出来んでしょうな。</p> <p>土地の権利と云うのはね。それこそ民法なり何なり。昔は家督相続と云う形がありましたので、家長の権限として持っていた土地と云うのは、戸主が変われば、その人が相続すると云うルールが戦前にはありましたけども。そう云うものではなくなりましたのでね。復活させるのは、それは無理があると思いますのでね。そう云ったものをね。家督相続は、それはちょっと無理です。</p> <p>はいどうぞ。中村委員どうぞ。</p> <p>この連絡を各方に出した時に、此処は畑だよと云う返事が返って来たら、またそのままですか？その土地は。結局此処で、原野だろ、と云う判断で出した分が、いや、畑ですよと云う事で</p>
--	---	---

<p>ついて</p>	<p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>中村委員</p>	<p>番号1 届出人 はわい温泉●●、土地の表示 大字はわい温泉——、地目は畑、面積 376 m²、転用面積は 76.29 m²でございます。転用目的は農業用倉庫、コンテナ 2 台です。経営耕地面積は 62 アールでございます。</p> <p>頁をめくって頂きまして、8-1 頁が航空写真による位置図でございます。8-2 頁が公図、8-3 頁が土地利用計画図でございます、土地の右側、黄色で薄く塗っております。それで、A と B と云う風に書いてある所にコンテナを設置する予定で、その黄色い所の敷地面積が 76.29 m²と云う事になります。8-4 頁がコンテナの形状図です。以上であります。</p> <p>これは報告事項第 1 号。今説明がございましたが、報告事項でございますので、ご承認を、ご理解をお願い致します。なお、お尋ねがございましたらどうぞ。</p> <p>良いでしょうか？</p> <p>どうぞ、清水委員どうぞ。</p> <p>●●さんって、農業をやっておられないですけども、農業用倉庫は本人が申請されたんでしょうか？</p> <p>はい、説明を。</p> <p>申請はご本人さんであります。で、申請地の隣、家の建っている所が申請人のお家です。取り敢えず経営耕地面積は、農地台帳では 62 アールと云う事で出て来ておりますので。まあ、そうですね。</p> <p>倉庫をされるのかな？</p> <p>申請の段階では、そのコンテナに機械を収納すると云う事でのお話でございましたので。また、もし疑義があるようであれば、ちょっと監視をしておいて頂ければ。担当の上浅津のお二人、いらっしゃいますので。</p> <p>あの方は薬剤師です。本人さんは医療機関で、農業に全然関係が無いのでどうされるのかなと思って。</p> <p>見ておいて頂ければ助かります。</p> <p>そうすると何？こう云う施設ではなさそうだと？</p> <p>多分そうだと思います。物置代わりかもしれませんし。</p> <p>だから、倉庫を建てたらね、あれだけ。コンテナだったら良いかなと思って、今ちょっと思</p>
------------	--	--

<p>6 その他</p>	<p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ってたんで。</p> <p>では、そう云った事で目配りを。</p> <p>目配りをしておいて頂いて。ただ、設置するだけであれば。基礎が無ければ、固定資産税と云うものとは別の話で、簡単に撤去も出来ると云う話になりますけども。ただ現地を見ると、コンテナを置く所はきれいにブロックで囲って整地がしてある状態になっておりました。よろしく願います。</p> <p>はい。それではよろしゅうございますか？その他には？それでは、報告事項は以上で終わります。</p> <p>その他に入ります。7月の定例総会についてお諮りを致します。説明をお願いします。</p> <p>○ 7月定例総会</p> <p>7月10日（火）時間未定 農地パトロールの（実地）研修を予定</p> <p>○ 町農業経営改善計画認定審査員の推薦について</p> <p>清水武敏農業委員を認定審査委員に推薦決定</p> <p>○ 「平成29年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）と「平成30年度目標及びその達成に向けた活動計画」（案）について</p> <p>○ 6月農家相談</p> <p>6月21日（木）午前9時00分から正午まで</p> <p>当番： 山上真治 委員、清水武敏 委員、北野文夫 推進委員</p> <p>○ その他：羽合水田（光吉・赤池）</p> <p>地権者への意向調査を5/24発送、回収100%を目指す</p> <p>○ 「人・農地プラン」のDVD視聴について</p> <p>では、DVDの視聴は、総会を終結後に行います。</p>
--------------	--	---

7 閉会	議長	以上をもちまして、総会を終了します。 (閉会 午後4時40分)
------	----	--